

# 農薬使用者のみなさんへ

農作物には**登録農薬**を使用し、その**使用基準**を守らなければなりません。

ラベルを  
よく読む

飛散  
防止

正しく  
記帳

違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。(農薬取締法 第47条)

- 1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う。**  
(適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認)
- 2 農薬の飛散防止を徹底する。**  
(周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意)
- 3 農薬の使用状況を正確に記帳する。**  
(使用年月日、農薬の名称、使用量、その他気づいたこと等)

# 農薬は適正に 使いましょう

## 農薬使用の基本

○農作物には、**登録農薬**を使う。

人が栽培している植物の総称  
(樹木や家庭菜園の作物等も含まれる)

ラベルを  
しっかり  
確認!!

農林水産省登録第00000号

殺菌剤  
A B C 水和剤

成分 △△△ 10% ■■■ 60%  
剤形 細白粉末和性粉末40 a.m以下

作物名	適用病害虫	希釈倍数 (倍)	使用時期	本剤の 使用回数	△△△を 含む農薬の 総使用回数	■■■を 含む農薬の 総使用回数	使用 方法
トマト	灰色かび病	600~800	収穫 前日まで	3回	3回	3回	撒布
いちご	うどんこ病	600	収穫 3日前まで	3回	3回	3回	

最終有効年月「西暦下2桁」 19.10

○農薬容器の**ラベル内容**(使用基準、注意事項)  
を確認してから使う。

有効期限  
2019年10月の表示例

適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数 等

農薬の適正使用については、県ホームページで確認

☆栃木県の公式HPで **農薬は適正に使用しましょう**  ☆

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/work/nougyou/keiei-gijyutsu/1193102667149.html>(栃木県ホームページ)

防除方法等については、栃木県農作物等病虫害雑草防除指針で確認

☆ **栃木県 防除指針**  ☆

<http://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/tochigi>

お問い合わせは

栃木県農政部経営技術課..... TEL 028-623-2286

農業環境指導センター ..... TEL 028-626-3086

又は最寄りの農業振興事務所